

**金剛駅周辺まちなかウォークブル推進業務
受注候補者選定に関する審査基準**

1. 目的

この基準は、公募型プロポーザル方式による金剛駅周辺まちなかウォークブル推進業務（以下「本業務」という。）の受注候補者を審査する場合の審査方法及び評価基準について定めることを目的とする。

2. 審査

審査は、富田林市金剛駅周辺まちなかウォークブル推進業務受注候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が行う。

3. 審査方法

委員会は、各提案事業者から提出のあった企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容に応じて、委員会各委員の自己審査の集計をもとに、全体で協議を行ったうえで、受注候補者1者、次点受注候補者1者を選定する。

なお、応募者が1者の場合についても、上記と同様の審査を行い、委員会において契約の目的を達成できると判断した場合、受注候補者として選定する。

4. 審査基準

審査の基準は下表のとおりとする。

審査項目	評価の視点	配点
本業務に向けた基本的な考え方	ウォークブルな空間づくりの実現に向けて、これまでの金剛地区の再生・活性化に向けた取組やその経緯、金剛駅周辺まちなかウォークブルビジョン（以下、「ビジョン」という。）について把握し、整理できているか。	5
社会実験の実施に向けた推進チームの運営	ビジョンに基づき、推進チームの取組をマネジメントする管理体制、推進チームの効果的な進め方について具体的に示されているか。	10
	推進チームによる取組を促し持続可能な仕組みづくり等を検討するとともに、効果的な社会実験の実施に繋げる考え方が整理されているか。また、若者・子育て世代が中心に多世代の参画が期待でき、金剛地区の既存のプレイヤーとも繋がる仕掛けづくりについて具体的な提案が示されているか。	10

	推進チームの取組により地区住民等の機運が醸成され、取組への参加・参画が促進される情報発信方法が提案されているか。またビジョンが受容されるとともに、取組への協力が得られる周知・啓発について整理されているか。	10
社会実験の実施	ビジョンで設定した3つの方針に基づく、社会実験の方向性に沿った効果的な検証内容であるか、また社会実験の内容が、次のフェーズにも繋がる企画内容であるか。	25
業務実績	過去5年間における会社の実績 (得点=件数、10点を上限)	10
見積金額	見積金額に基づき採点する。	30

※ 「業務実績」「見積金額」を除く審査項目の60点のうち、36点未満は「業務実績」「見積金額」に関わらず不採用とする。